

平成15年 社会福祉施設等調査結果の概況

目 次

調 査 の 概 要	1 頁
結 果 の 概 要	
I 施設の状況	
1 施設数・定員	5
2 在所者数・在所率	6
3 職種別常勤換算従事者数	7
4 併設の状況	8
5 パソコン等の情報機器の設置及び利用状況	9
6 ボランティアの来訪状況	9
7 苦情解決のための取組状況	10
8 保育所の状況	11
9 障害者（児）関係施設の状況	13
10 児童福祉施設（保育所、障害児関係施設を除く）の状況	14
11 老人ホームの状況	15
II 居宅支援事業所の状況	
1 事業所数	16
2 利用状況	18
3 従事者数	20
統 計 表	23
用 語 の 説 明	32

平成15年社会福祉施設等調査結果は、厚生労働省ホームページにも掲載されています。

URL (<http://www.mhlw.go.jp/>)

調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況並びに施設設備、外部委託の状況等を総合的に把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得るとともに、社会福祉施設等名簿を作成することを目的とした。

2 調査の対象及び客体

施設票：3、4 ページに掲げる社会福祉施設等（88種類）を対象とし、その全数（休止中を含む。）を客体とした。

居宅支援事業所票：支援費制度における居宅支援事業所を対象とし、その全数（休止中の事業所を含む。）を客体とした。

3 調査の時期

平成15年10月1日

4 調査事項

施設票：施設の種類、設置・経営主体、定員、在所者数、従事者数、情報機器の設置及び利用状況等

居宅支援事業所票：事業所の種類、開設・経営主体、サービス提供状況、従事者数等

5 調査の方法

(1) 施設票は、福祉事務所を通じて全施設に調査票を配付し、施設管理者が調査票を記入した。

(2) 居宅支援事業所票は厚生労働省から居宅支援事業所へ直接郵送し、事業所の管理者が調査票を記入した。ただし、施設等に併設されている事業所については、福祉事務所を通じて調査票を配付し、事業所の管理者が調査票を記入した。

(3) 設置主体が国である施設については、施設票は厚生労働省から直接配付し、施設管理者が調査票を記入した。

6 調査の系統

厚生労働省 ———— 都道府県・指定都市・中核市 ———— 福祉事務所 ———— 施設
国立福祉施設

厚生労働省 ———— 居宅支援事業所

7 結果の集計及び客体数

集計は厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

居宅支援事業所票の客体数は、次のとおりである。

平成15年10月1日現在

	調査対象事業所数	集計対象事業所数
身体障害者居宅介護等事業所	8 929	6 802
身体障害者デイサービス事業所	1 116	996
身体障害者短期入所事業所	1 085	1 010
知的障害者居宅介護等事業所	6 849	4 516
知的障害者デイサービス事業所	651	580
知的障害者短期入所事業所	2 517	2 391
知的障害者地域生活援助事業所	3 276	2 850
児童居宅介護等事業所	6 155	3 860
児童デイサービス事業所	684	582
児童短期入所事業所	1 838	1 699

注:集計対象事業所数とは、調査票未回収及び内容不記載等の事業所を除いた数値である。

8 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数がない	—
計数不明又は計数を表章することが不適當	…
統計項目がありえない	.
比率が微少 (0.05未満)	0、 0.0
減少数又は減少率	△

(2) 活動中の施設、集計可能な事業所について集計した。

(3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているので、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。

(4) 特別養護老人ホーム、老人日帰り介護施設、老人短期入所施設について、平成12年以降は「介護サービス施設・事業所調査」により介護老人福祉施設、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所として把握した数値を掲載している。なお、「老人日帰り介護施設」、「老人短期入所施設」は平成11年以前では「社会福祉法第2条」の第2種社会福祉事業を行う施設であり、平成12年以降は介護保険法で「通所介護」、「短期入所生活介護」の指定を受けた事業所として把握した数値である。

	保護施設 調査票	老人福祉 施設等 調査票	身体障害者 福祉施設 調査票	児童福祉 施設調査票	保育所 調査票	授産施設 調査票	利用施設等 調査票
児童家庭支援センター 小型児童館 児童センター 大型児童館A型 大型児童館B型 大型児童館C型 その他の児童館 児童遊園							○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
知的障害者福祉法による知的障害者援護施設 知的障害者デイサービスセンター 知的障害者更生施設(入所) 知的障害者更生施設(通所) 知的障害者授産施設(入所) 知的障害者授産施設(通所) 知的障害者小規模通所授産施設 知的障害者通勤寮 知的障害者福祉ホーム 知的障害者福祉工場				○ ○		○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○
母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設 母子福祉センター 母子休養ホーム							○ ○
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に よる精神障害者社会復帰施設 精神障害者生活訓練施設 精神障害者福祉ホーム 精神障害者入所授産施設 精神障害者通所授産施設 精神障害者小規模通所授産施設 精神障害者福祉工場 精神障害者地域生活支援センター						○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○
その他の社会福祉施設等 授産施設 宿所提供施設 盲人ホーム 無料低額診療施設 隣保館 へき地保健福祉館 へき地保育所 地域福祉センター 老人憩の家 老人休養ホーム 有料老人ホーム					○	○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

居宅支援事業所票

身体障害者福祉法・・・身体障害者居宅介護等事業所、身体障害者デイサービス事業所、身体障害者短期入所事業所

知的障害者福祉法・・・知的障害者居宅介護等事業所、知的障害者デイサービス事業所、知的障害者短期入所事業所、
知的障害者地域生活援助事業所

児童福祉法・・・・・・児童居宅介護等事業所、児童デイサービス事業所、児童短期入所事業所